

標柱番号	郡 市	町 村	大 字	字	番 地
1	牛深市	牛深町		石 神	2039 - 102
2	"	"		"	2031
3	"	"		"	2033
4	"	"		"	2039 - 15

### 熊本県告示第140号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定により、宇土市、宇土郡及び下益城郡における特定計量器定期検査を次のとおり実施するので、同法第21条第2項の規定により告示する。

平成16年2月25日

熊本県知事 潮 谷 義 子

#### 1 集合検査

検査区域	検 査 日	検査受付時間	検 査 場 所	対象となる特定計量器
不知火町	平成16年 4月12日	午前10時から午後3時まで	不知火町松合農業構造改善就業センター	非自動はかり（計量法施行令（平成5年政令第329号）第5条第1号又は第2号に掲げるものを除く。） 、分銅及びおもり
不知火町	平成16年 4月13日	午前10時から午後3時まで	不知火町役場	
三角町	平成16年 4月14日	午前10時から午後3時まで	三角町民センター	
三角町	平成16年 4月15日	午前10時から午後3時まで	三角町民センター	
宇土市	平成16年 4月19日	午前10時から正午まで	宇土市役所網田支所	
宇土市	平成16年 4月19日	午後1時半から午後3時まで	宇土市役所網津支所	
宇土市	平成16年 4月20日	午前10時から午後3時まで	宇土市役所	
宇土市	平成16年 4月21日	午前10時から午後3時まで	宇土市役所	
松橋町	平成16年 4月22日	午前10時から午後3時まで	松橋町役場	
松橋町	平成16年 4月23日	午前10時から午後3時まで	松橋町役場	
小川町	平成16年 4月26日	午前10時から午後3時まで	小川町役場	
小川町	平成16年 4月27日	午前10時から午後3時まで	小川町役場	
砥用町	平成16年 5月10日	午前10時から午後3時まで	砥用町勤労者体育センター	
砥用町	平成16年 5月11日	午前10時から正午まで	砥用町役場三本松出張所	
豊野町	平成16年 5月12日	午前10時から午後3時まで	豊野町役場	
城南町	平成16年 5月13日	午前10時から午後3時まで	城南町福祉センター	
城南町	平成16年 5月14日	午前10時から午後3時まで	城南町福祉センター	
中央町	平成16年 5月17日	午前10時から午後3時まで	中央町役場	